［削る］

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、三四〇MHz以上五、四六〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、四六〇MHzを超え五、四六九・五MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、四六九・五MHzを超え五、四七〇MHz以下	五一・二マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、八〇〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二三六MHz以上五、四一九・六MHz以下	一二・五マイクロワット以下
五、四一九・六MHzを超え五、四七〇MHz以下	五〇マイクロワット以下
五、七二五MHz以上五、九〇四MHz以下	一二・五マイクロワット以下

リ　イからチまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

五‖　五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用するもの

イ　第三号イ、ロ、ヘ、リ及びヌに掲げる条件に適合すること。

ロ　占有周波数帯幅は、三八MHzを超え七八MHz以下であること。

ハ　変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

ニ　信号伝送速度は、毎秒一六〇メガビット以上であること。